

●香川県告示第104号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

平成21年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域の家きん飼養施設であって、家畜防疫員が必要と認める施設

3 実施の期日

平成21年3月9日から平成21年4月3日まで

4 消毒方法の実施方法

消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布